解散公告

当法人は、平成二十二年二月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十三日

沖縄県名護市字仲尾次五一〇番地七

有限責任中間法人羽地大川水系7地域振興整備事業助成金管理協議会

代表清算人　金城　秀治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年一月二十二日付けの島根県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十三日

島根県大田市三瓶町志学二〇七二番地一

財団法人大田市保養施設管理公社

代表清算人　蓮花　正晴

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十一年八月二十八日開催の理事会の議決並びに平成二十二年三月二十二日鹿児島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十三日

鹿児島県姶良市蒲生町上久徳二三九九番地

蒲生町土地開発公社

清算人　厚地　和幸

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十一年八月十日開催の理事会の議決並びに平成二十二年三月二十二日鹿児島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十三日

鹿児島県姶良市加治木町本町二五三番地

加治木町土地開発公社

清算人　笹山　義弘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月十四日開催の社員総会の決議により、同日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十三日

千葉県八千代市米本二〇二九番地

特定非営利活動法人八千代農園都市交流協会

代表清算人　伊原　隆雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月二十三日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十三日

東京都杉並区高円寺南一丁目五番一三号

特定非営利活動法人ライフコム

清算人　飯田　實

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十三日

兵庫県伊丹市西野五丁目三〇九番地の二

特定非営利活動法人子育てセンター風の子会

清算人　村山　雅子

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年二月二十二日広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十三日

広島県広島市安佐南区西原八丁目四〇―一四　広島市安佐南区西原土地区画整理組合

清算人代表　増原　康昭

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月十五日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十三日

広島県江田島市沖美町三吉二六三三番地の九

財団法人三高会

代表清算人　下前　清弘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十年九月二十八日責任役員会の決議により、平成二十二年一月七日東京都知事の認証書の到達をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十三日

東京都新宿区南榎町六七番地

大日の本大教院

清算人　森川　優美

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年二月二十六日亀岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十三日

京都府亀岡市大井町土田一丁目一七番二六号　土田公民館内

亀岡市大井町西部土地区画整理組合

代表清算人　人見　靖

解散公告（第三回）

当法人は平成二十二年一月十三日責任役員会議の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十二年三月二十三日

香川県東かがわ市川東一一七五番地

宗教法人譽水教會

清算人　赤松　一人

解散公告（第三回）

当認可地縁団体は、平成二十二年二月二十七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十三日

松山市北斎院町四八一番地四

中津西町内会

清算人　西村　真二

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年三月三日福岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十三日

福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁二丁目三番二三号　粕屋町駕与丁北部土地区画整理組合

代表清算人　安松　毅

第五期決算公告

平成二十一年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・百万円

資産の部

流動資産	四四
固定資産	二五
資産の部合計	七〇
負債及び純資産の部	
流動負債	三一三
負債の部合計	三一三
株主資本	△二四三
資本金	一〇
利益剰余金	△二五三
その他利益剰余金	△二五三
（当期純損失）	（七四）
純資産の部合計	△二四三
負債及び純資産の部合計	七〇

平成二十二年三月二十三日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目一四番一〇号　モルトンブラウンジャパン株式会社

代表取締役　夏坂　真澄